

# 牟礼里山農園（仮称）整備事業の基本的な考え方

## 1 基本理念

牟礼里山農園（仮称）（以下、「農園」という。）の整備は、「農のあるまちづくり」の実現に向け、牟礼の里の農地と景観を保全することで、牟礼の里公園から玉川上水までの連続一体の緑の空間を確保し、アクセスや関連性の向上を図るとともに、市民に、農に親しみ、ふれあう機会を提供し、地域の交流拠点とすることを目指す。なお、農園は、農業を生業とするものではなく、農体験を通じて「市民の福祉の増進」に寄与するものとする。

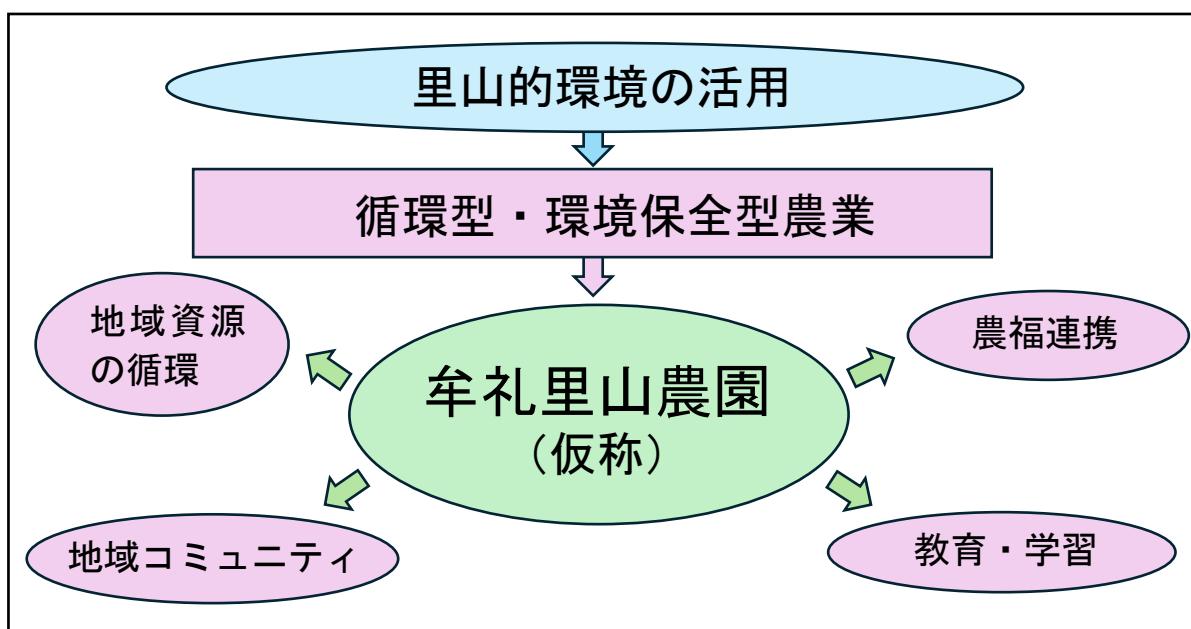
## 2 基本方針

- (1) 牟礼の里の農地と景観の保全
- (2) 安全対策と防犯対策に配慮した施設整備
- (3) 里山的環境※1を活かし、地域資源を活用する循環型農業、化学肥料や化学合成農薬等の使用を抑えた環境保全型農業の展開
- (4) 市、農園の管理運営事業者、協力市民組織の3者の協働による運営
- (5) 地元町会や住協、学園等地域コミュニティとの連携
- (6) 「地域資源の循環」「地域コミュニティ」「教育・学習」「農福連携※2」の4つの農園コンセプトに基づく、市民対象の農体験を中心とした事業の展開

※1 里山とは、人里の近くにあり、田畠や草原、人が管理する森林などが混在する人と自然が共生する環境のこと

※2 ここでの農福連携は、農体験等を通じて、障がい者等の心身の健康増進、社会参加の促進などを目指す取り組みのこと

### 【農園コンセプトのイメージ】



### 3 事業地の概要

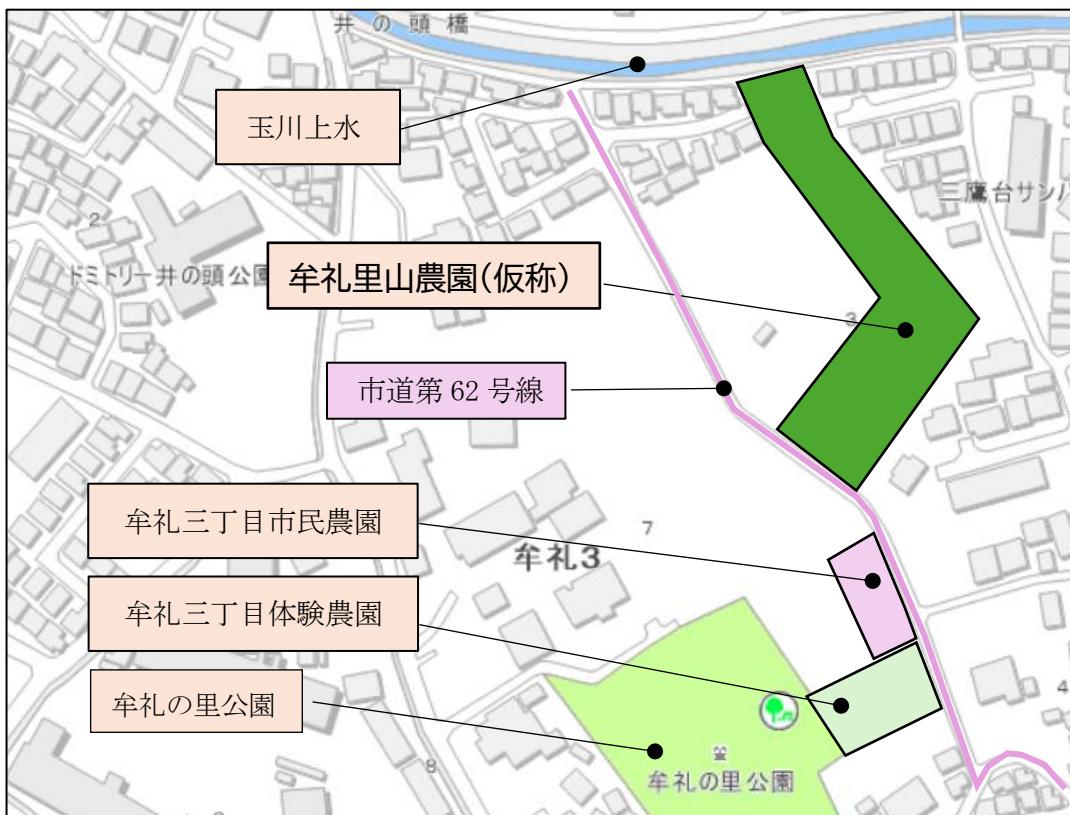
#### (1) 整備場所

住 所：三鷹市牟礼三丁目 3 番

全体面積：4,850 m<sup>2</sup>（内 35 m<sup>2</sup>は、道路用地として整備）

管理棟面積：約 100 m<sup>2</sup>

【位置図】



#### (2) 周辺状況

農園が所在する牟礼の里は、まとまりのある一団の農業空間から構成されている。周囲は住宅地としての開発が進んでいるが、玉川上水に隣接し、良好な農地や樹林が残る三鷹の原風景を感じることができる場所である。平成 7 (1995) 年には、牟礼三丁目に「牟礼の里公園」が開園している。さらに、令和 7 年には隣接地域に体験農園と市民農園も開設されている。

## 4 施設整備の考え方

本事業では、既存の農地と景観の保全に配慮し、以下のとおり農園全体を農地として利用するための整備を行う。これにより、牟礼の里公園から玉川上水までの連続した緑地空間を保全するとともに、農作物の生産及び市民の交流の場の創出等を図る。

### (1) 畑・果樹畠の整備

農体験を行うための野菜を栽培する畠や果樹を栽培する果樹畠を中心とした農作物の生産に必要な施設を整備する。

### (2) 農園内のゾーニングの設定

農園は、「栽培ゾーン」と「交流ゾーン」に区分する。

栽培ゾーンでは、畠や果樹畠、堆肥場、落葉収集のエリアなどを土地の特性に合わせて配置する。交流ゾーンは、管理棟及び研修広場を含むエリアとし、市民が交流できるスペースとする。

### (3) 管理棟の整備

農園南側入り口付近には、農園の管理・運営に必要となる管理棟を整備し、管理人用の執務室のほか、農業用の機械や農園運営に必要な備品の保管などに使えるスペースを整備する。

### (4) 隣接環境への配慮

農園の周囲は、戸建ての住宅等が近接して立ち並んでいることから、防犯や安全面等を配慮し、農園利用者から住宅等への目線を遮るように生垣等を配置するとともに、土埃りや騒音の抑制など生活環境にも配慮する。

### (5) 原風景の保存

現在の「牟礼の里」が持つ「農の原風景」を維持するため、農園としての機能と利用者及び近隣住宅等の安全性を担保しながら、農地機能の妨げにならない範囲で既存の果樹やその他の樹木を可能な限り残し整備する。

### (6) 市民との協働による段階的整備

農園の考え方で示した里山的環境を活かした「循環型・環境保全型農業の展開」を実現するため、市、農園の管理運営事業者、協力市民組織が研究を進めながら段階的な整備を行う。

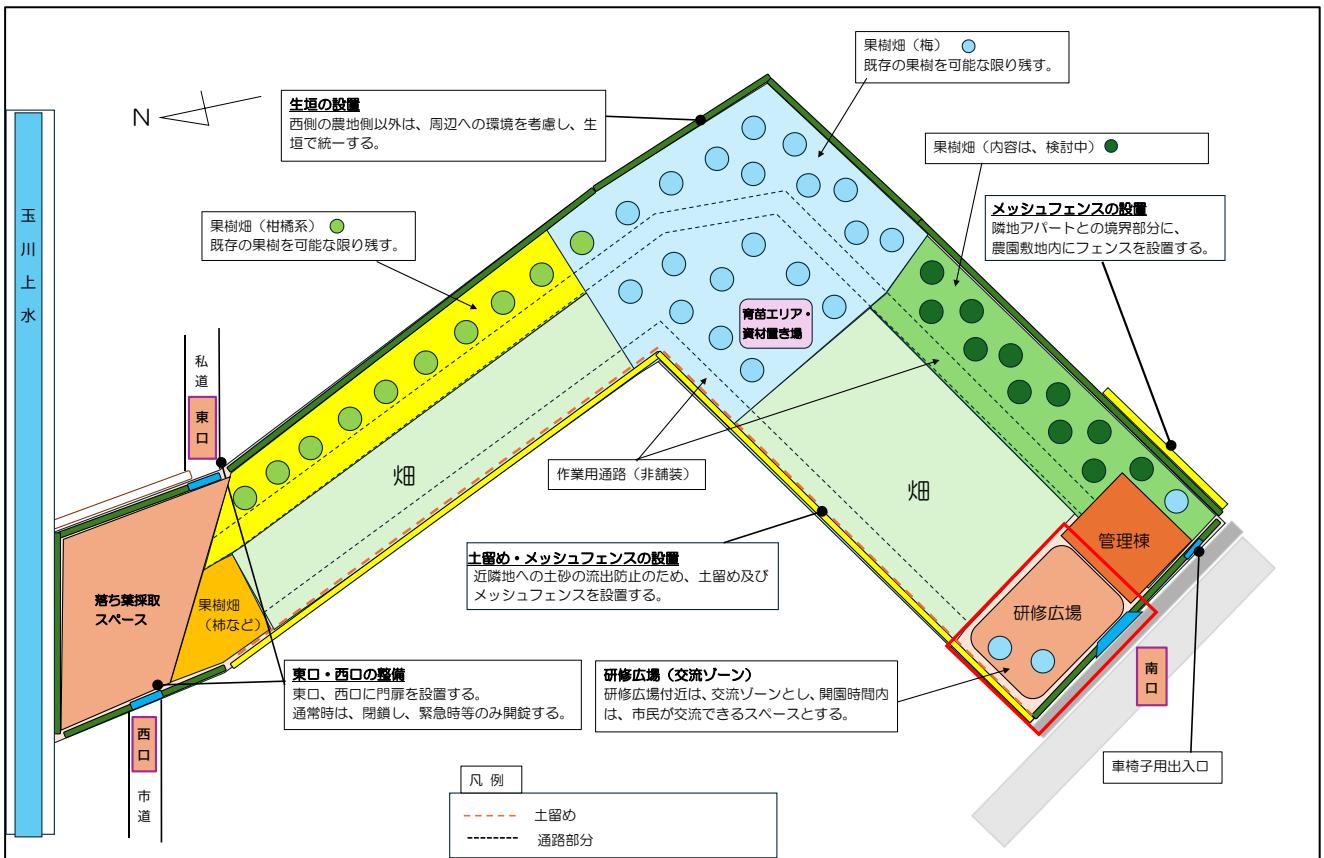
### (7) 周辺道路への配慮

農園に接する市道第 62 号線は、玉川上水までの行き止まり道路で災害時の避難や緊急車両の速やかな通行、円滑な消防活動など、防災、減災の観点から防犯上有効な道路幅員を確保していく必要がある。そのため、農園部分について道路の拡幅を行うとともに、土地所有者の意向を確認しながら土地利用転換などの機会を捉え道路の拡幅を検討する。

### (8) 災害時の役割

都市農地が持つ農産物の供給機能に加え、災害時の避難場所や地域コミュニティの連携拠点として活用する。

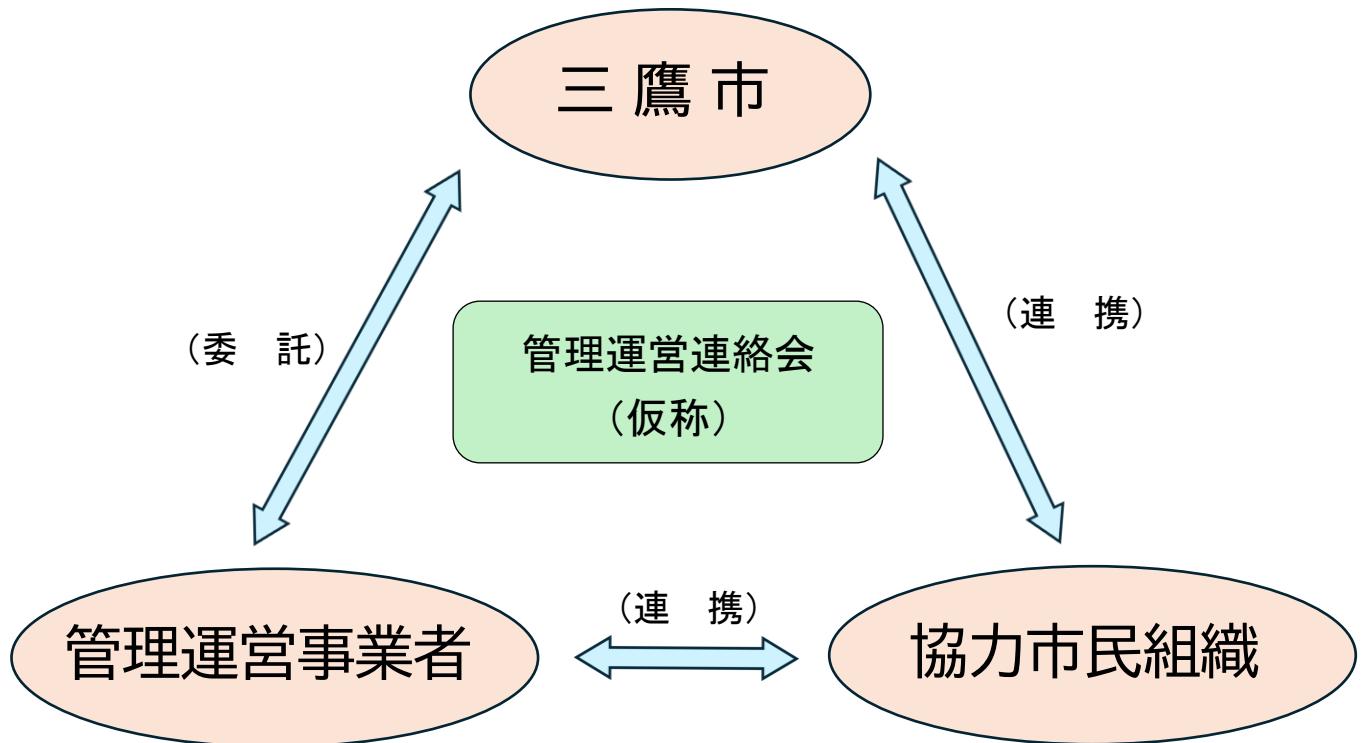
## 【農園整備予定図（案）】



## 5 管理方法及び運営体制

- (1) 農園全体は、夜間や休園日等の閉園時は施錠管理を行う。
- (2) 農園の管理は、農園全体の管理の他、管理棟の管理、圃場の管理、生垣や樹木の剪定業務など基本的な管理について、事業者に委託を行い、管理棟に常駐する職員を配置し管理を行う。
- (3) 栽培ゾーンは、近隣住民への配慮及び栽培作物の安全性の担保等のため、農作物の栽培に伴う作業及び農体験事業等を除き、入場を制限する。
- (4) 農園内的一部は、地域コミュニティの活性化にも寄与できるよう協力市民組織により、農作物の栽培等を行っていくとともに、農園のコンセプトに沿った園内整備や一般市民向け事業の展開などについても協力市民組織と連携して取り組むことを目指す。
- (5) 具体的な事業運営の検討にあたっては、市、農園の管理運営事業者、協力市民組織、その他関係者などが参画し、必要に応じて専門助言者を置く「管理運営連絡会（仮称）」を設け、連携協力して実施する。

### 【運営のイメージ】



### 【各主体の主な役割】

- ・三 鷹 市：農園の運営方針や事業等を協議する管理運営連絡会の運営及び協議事項の最終的な確定を行う。
- ・管理運営事業者：管理棟に職員を配置し、農園全体の基本的な維持管理や農産物生産に関する管理などを行う。
- ・協力市民組織：市民組織の運営及び市や管理運営事業者とともに農園で実施する事業や農産物生産に関する管理などを行う。

## 6 今後の主なスケジュール（予定）



※ 農園の開園までの間、隨時、説明会等や協力市民主催におけるイベントなどを実施する予定

### 【参考】これまでの主な取り組み

年 月	内容
令和5年9月	市が当該土地の買取の検討
令和6年8月	公益財団法人東京都農林水産振興財団から市へ補助金の交付決定
9月	第1回住民説明会①・②
11月	当該土地の買取
11月	現地説明会
12月	第2回住民説明会①・② 現地説明会、町会説明会
令和7年3月	第3回住民説明会
4月	第4回住民説明会
5月	第5回住民説明会
6月	有志市民協力による農園探索イベント
7月	有志市民協力による農園草刈りイベント
9月	第6回住民説明会 町会説明会、協力市民との運営にかかる検討会
11月	協力市民との運営にかかる検討会
12月	第7回住民説明会